

道路交通法に基づく違法駐車車両等の保管公表

道路交通法第51条第9項の規定に基づき、警察署において公示をしました。

下記の車両及び積載物についてのお問い合わせは、公示している警察署（交通課）までご連絡下さい。

※ 公示日から3ヶ月間は公表されます。

[illegible]

道路交通法に基づく違法駐車車両等の保管公表

違法駐車車両等保管公表

道路交通法第51条第9項の規定により下記の車両及び積載物の保管を公示しましたので、同条第10項の規定に基づき公表します。

公 表 日	令和7年2月7日
公 示 者	目白警察署長
公 示 日	令和7年2月5日
車 名	ライフ
塗 色	黒
型 式	DBAJB5
登 録 番 号	成田 580 せ ・ ・ 86
積 載 物	現金 1,031 円（内訳 100 円硬貨 7 枚、50 円硬貨 3 枚 10 円硬貨 16 枚、5 円硬貨 1 枚、1 円硬貨 16 枚） リュックサック（布製・緑色）2 点 靴（革製・黒色）1 点 ヘルメット（白色）2 点、（黄色）1 点
駐 車 場 所	東京都豊島区南池袋2丁目25番先路上
移動した日時	令和7年1月31日午前9時26分
保管開始日時	令和7年1月31日午前9時45分
保 管 場 所	東京都豊島区目白2丁目10番6号 警視庁目白警察署 別館駐車場
取 扱 警 察 署	目白警察署 電話 03-3987-0110（代表）